

○阪神水道企業団現場代理人取扱要領

(参考)

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(現場代理人兼任が認められる場合)</p> <p>第6条 省略</p> <p>(1) 契約当初の請負代金額が、1件あたり <u>3,500</u>万円未満の 工事であること。</p>	<p>(現場代理人兼任が認められる場合)</p> <p>第6条 省略</p> <p>(1) 契約当初の請負代金額が、1件あたり2,500万円未満の 工事であること。</p>

阪神水道企業団現場代理人取扱要領

制定 平成26年2月12日

改正 平成30年9月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、阪神水道企業団の工事請負契約書工事請負契約約款(以下「約款」という。)第10条に規定する現場代理人の資格要件、常駐義務の緩和措置及び兼任等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 請負人は、次に掲げる者を現場代理人とすることができない。

- (1) 入札参加申込日(指名競争入札に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日)において、請負人(共同企業体の施工による請負工事にあつては代表者となる企業等)により直接雇用されている期間が3箇月に満たない者
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第7条第2号又は法第15条第2号の規定による営業所の専任技術者

(常駐義務)

第3条 現場代理人は、請負人の代理人として、工事現場に常駐し、監督員(阪神水道企業団工事施行規程(昭和54年管理規程第3号。以下「工事施行規程」という。)第2条第1項第4号に規定する監督員をいう。)の指示に従い、工事現場の取締り及び工事の施行に関する一切の事項を処理しなければならない。

(常駐を要しない期間等)

第4条 前項の規定にかかわらず、現場代理人は、次に掲げる期間において工事現場への常駐を要しない。ただし、現場代理人は、工事施行課長(工事施行規程第2条第1項第3号に規定する工事施行課長をいう。以下同じ。)に、書面によりその旨を届出るものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。)
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 機器又は材料等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続及び片付け等のみが残っている期間
- (5) 第6条の規定により他の工事(単価契約によるものを除く。以下同じ)の現場代理人を兼任している場合

2 前項第3号に規定する期間においては、現場代理人は、当該工場への常駐を要しない。ただし、請負人は、当該工場に別の現場代理人を置く等工場製作過程における品質管理及び安全管理等が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

3 第1項各号に規定する期間等のほか、現場代理人の工事現場における運営、取

締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事施行課（阪神水道企業団分課規程（平成18年3月管理規程第1号）第1条に規定する課、場、センター及び所で、かつ、当該工事を施行しようとする課、場、センター及び所をいう。以下同じ。）との連絡体制が確保されると認められる場合、現場代理人を工事現場へ常駐させないことができる。

（現場代理人兼任の禁止）

第5条 現場代理人は、他の工事の現場代理人を兼任することができない。

（現場代理人兼任が認められる場合）

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる条件をすべて満たす場合、現場代理人は、合わせて2件までの工事について兼任することができる。なお、複数の工事をまとめて入札に付し、又は見積書を徴取して契約を締結した場合は、これを1件の工事として扱うものとする。

- (1) 契約当初の請負代金額が、1件あたり3,500万円未満の工事であること。
- (2) 工事施行課との連絡体制が確保されていること。
- (3) 兼任する工事現場のいずれかに駐在していること（第4条第1項の規定により常駐を要しない場合を除く。）。
- (4) 必要に応じて現場代理人の代行者を配置する等、安全管理のほか現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

2 前項の規定により兼任が認められる工事であっても、安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないとは判断した場合は、これを認めないことができる。この場合、特記仕様書において、現場代理人の兼任を認めない旨を明示するものとする。

3 第1項各号に掲げる条件に反し、工事の安全確保が図られていない、又は履行遅滞を生じるおそれがある、その他の理由により契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼任を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとする。

（現場代理人兼任の手続）

第7条 請負人は、現場代理人を兼任させる場合は、その旨及び現場代理人が不在の間における代行者を示した上で、阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第53条ただし書の規定に基づく現場代理人の承認を得なければならない。

（現場代理人と主任技術者等の兼任）

第8条 現場代理人は、次に掲げる期間を除き、他の工事の主任技術者等を兼任することができるものとし、前2条の規定を準用する。

- (1) 第4条第1項第1号又は第4号の期間
- (2) 第6条の規定により他の工事の現場代理人を兼任している期間

附 則

この要領は、平成26年1月1日から実施し、実施日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、平成30年9月20日から実施する。

【記載例その1（第7条関係）】

現場代理人及び主任技術者届

平成 年 月 日

阪神水道企業団

企業長 谷本 光司 様

請負者 住所

氏名 印

起工番号 ○○第○号

○○○○○○○工事の現場代理人及び主任技術者を下記のとおりお届けします。

記

1. 現場代理人 住所

氏名 昭和 年 月 日生

上記現場代理人は、「起工番号 ○○第○号 ○○○○○○工事」の現場代理人

(主任技術者)を兼任します。

(現場代理人不在の間の代行者) 住所

氏名 昭和 年 月 日生

1. 主任技術者 住所

氏名 昭和 年 月 日生

【記載例その2（第7条関係）】

現場代理人不在の場合の代行者経歴書

学 歴

1. 平成 年 月 日 卒 業

資 格

1. 平成 年 月 日 登録第 号

職 歴

1. 平成 年 月 日 入 社

1. 平成 年 月 日

工事経歴

1. 平成 年 月 日

1. 平成 年 月 日

1. 平成 年 月 日

1. 平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日